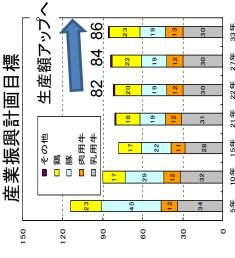
# 重点施策[新規]レンタル畜産施設等整備事業

産業振興計画の目標以上の達成に向けて、畜産物の生産基盤を拡大する/ 、新規就農や規模拡大に要する畜産施設等整備の取組に対して支援する。

事業主体となる市町村、農協が畜舎や付帯施設等を整備する取組に対し支援する。

## 現状と課題

〇畜産粗生産額の推移と



〇価格低迷や高齢化等により飼養戸数・頭羽数は減少しているが、県外への販売拡大によって、販売価格の底上げや農家の生産意欲向上がみられている。

〇畜産の生産拡大には、多額 の資金を要する施設等整備が 必要となるため、市町村や農協 等と連携した支援が必要である。

 $/10 \sim 1/3$ 

#### 取組内容

Oレンタル施設等整備

【事業主体】市町村、農協 【事業内容】レンタル用畜産 施設等整備に要する経費に ついて、市町村が補助する 事業に対し支援する。 (レンタルハウス整備事業 の新規及び規模拡大の項 目に準ずる。) 【対象畜種】乳用牛、肉用牛、 豚、鶏(土佐はちきん地鶏、 土佐ジローを含む。) 【補助率】県1/3以内(中山 間地域2/5以内)、市町村

#### 松甲

☆地域内あるいは県域一貫 生産体制の再構築

☆消費・流通ニーズに対応し た畜産物の安定生産

な生産に見合う流通・販売体制の拡充

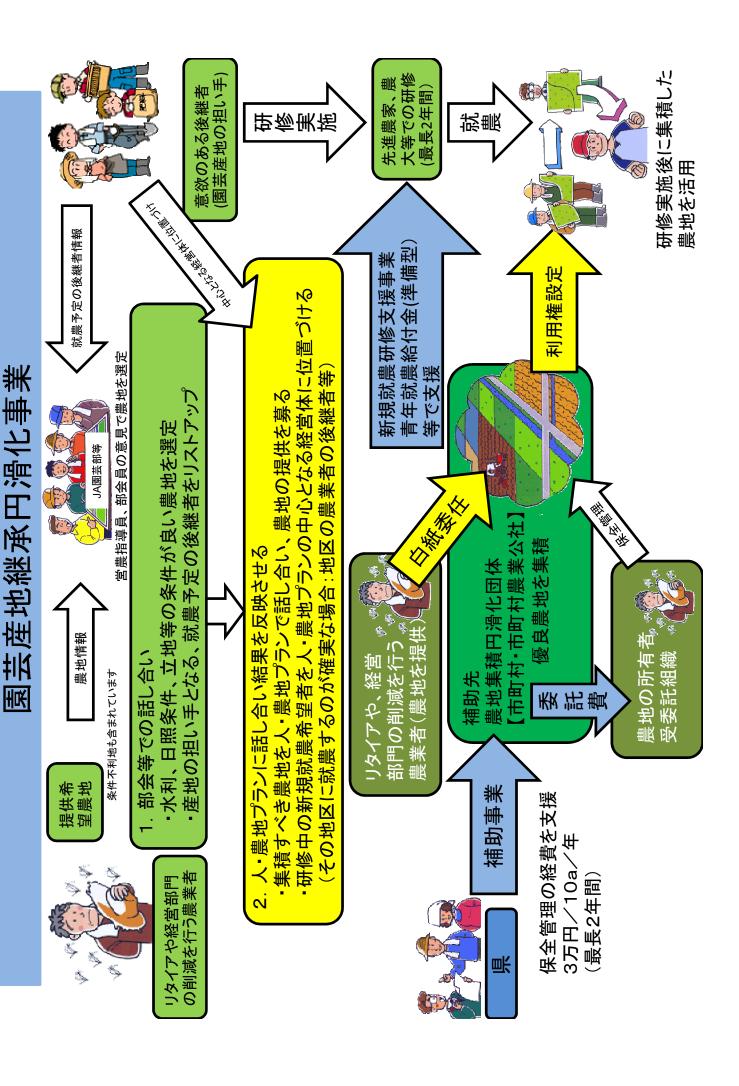


畜産産地の再構築 ①産業振興計画の目標以上 の達成

②中山間地域の産業振興

③ブランド(競争)力の強化 ④市場の活性化・販売価格の

向上 ⑤担い手の確保・雇用対策



# らが取り組む新規就農の育成をトータルサポート 編等四

## 24年度の取り組み

→新規就農者が 使える農地が - 設立後の経営 が必要

- 新規就農の受け

国として、JA出資 型法人の育成に

施設整備への 支援が必要 化に向けた

の創設

ウスの整備に取り

>新規就農者が

・就農サポートハ

**→営農開始時だ** シ実施主体も合 や研修への支 けでなく農地 援も必要

必要に応じ、再整備し、

☆転貸したハウス分は、

法人等の経営安定へ

### 残された課題

#### 産地が農地や後 継者の情報を共 い営農指導員と - 地域農業に詳(

**→産地自らが後** 継者を育てる

の新たな制

JA出資型法人 ハウス建設し、

**県農業公社** 

等にリース

・就農サポートハ り組むJAが少な ウスの整備に取 めた新たな対 策が必要 かった

リスクが大きい

いない期間の

>実績にない新 規就農者への >固定資産増加 へのJAの懸砂

# 新たな対策のポイン

# 園芸部会で、**産地の将来を話し合い、産地の目標と新規就農に使える農地を選定** ・ポイント1

農地利用集積円滑化団体による**農地の先行確保** ・ポイント2 ・ポイント3

JA出資型法人等の**ハウス整備から、実践研修の実施とのれん分け**での営農開始

# 【ストップ1:農物の確保】

園芸産地で**産地の将来**を話し合う(後継者はいるか、農地はあるか=**「人・農地プラン」に反映** 

話し合いの結果から

(規模縮小や離農を考えている農家) 農地の出し手

本 新 田 田

農地利用集積円滑化団体が農地を確保

(市町村等)

JA出資型法人、市町村農業公社等

【農業経営を行うとともに就農実践研修を実施】

研修終了、就農

8 利用権を変更

そのまま独立・自営就農 、施田修いウスで、

のれんかけ でスムーズ に就農

経営開始後、実績を積んで

レンタルハウス等で、計画的な規模拡大

産地を支える地域の中心となる経営体へと発展

る農地情報の収 集と提供への取り ・県農業公社によ

安定には施設園 芸への取り組み

【スナップ2:ハウス整備】

→経営の安定

→設立後の経営

への不安

取り組んだ

→新たな設備投

資への不安

(県・市町村の補助) 

【ステップ3:就農への支援】 な印修で使ったハウスを そのまま経営を開始

新規就農者は、レンタル ハウス整備事業等で、 規模拡大し、経営発展 な研修ハウスで就農した

スを転貸